【令和6年能登半島地震関係】

住宅の応急修理制度について (災害救助法)

概要

「応急修理制度」は、<u>地震により被害を受けた住宅の応急修理について、住民から</u>の申込みに基づき市町が施工者に修理を依頼し、実施するものです。

修理対象は、屋根や壁・窓、台所・トイレなど<u>日常生活に必要不可欠な部分</u>が対象 となります。

※はじめに、ご自身で施工者を選定し、修理の箇所や内容を調整の上、市町に申し込んでください。選定された施工者に対し、市町が修理を依頼します。



イメージ図 大まかな修理(手続き)の流れ

★地震被害から修理完了までのポイント

- ・ 地震による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・ 写真の撮影は必須です。(工事前、工事中、工事後)
- ・ 住宅設備等のグレードアップは不可です。
- ・ 住宅設備等は、取替え前後の品番の撮影やカタログの写しを用意
- ・ 既に修理に取りかかっていても、施工者への支払いに至っていない場合、制度の 対象とすることができます。
- ・ 応急仮設住宅(建設型・みなし仮設)との併用については、各市町の担当窓口に ご相談ください。

对象区域 · 对象者

対象区域:金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、 かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、 中能登町、穴水町、能登町

対象世帯:上記市町で、被害を受けた住宅が罹災証明書で、「大規模半壊」 「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害を受けた世帯 (「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は、対象となります。) ※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

費用の限度額

(1世帯あたり)

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊 : 706,000 円以内

準半壊 : 343,000 円以内

- ※費用は市町から施工者に直接支払います。
- ※限度額を超える部分は、自己負担となります。

完了期限

令和7年12月31日 ※状況に応じ延長の場合あり

- ※制度の活用・相談は各市町の窓口へお問い合わせください。連絡先は県 HP をご確認ください。
- ※住まいの再建相談受付窓口(石川県木造住宅協会・石川県建設業協会事務局内)では、ご希望に応じて協会が施工業者を手配します。 電話番号 0120-123-688